

1. 利用料金

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から、自己負担額をお支払下さい。

(1日当たりの利用者自己負担額) 処理の加減で若干の誤差があります。

平成27年4月1日～

| 要介護認定 | | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|-------|-----------|------|------|------|------|------|
| 利用料金 | 従来型個室での利用 | 593円 | 663円 | 734円 | 804円 | 872円 |
| | 多床室での利用 | 642円 | 712円 | 783円 | 853円 | 921円 |

※上記の一覧は保険給付（施設介護サービス費）の利用者負担（1割）に「サービス提供体制強化加算Ⅲ」（7円/日）と「夜勤職員配置加算」（14円/日）を含んだ料金です。

<別途かかる費用として>

※療養食加算（約24円/1日）

医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・膵臓病食・高脂血症食・痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合

平成27年8月1日～

| 要介護認定 | | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|-------|-----------|------|------|------|------|------|
| 利用料金 | 従来型個室での利用 | 593円 | 663円 | 734円 | 804円 | 872円 |
| | 多床室での利用 | 593円 | 663円 | 734円 | 804円 | 872円 |

※上記の一覧は保険給付（施設介護サービス費）の利用者負担（1割）に「サービス提供体制強化加算Ⅲ」（7円/日）と「夜勤職員配置加算」（14円/日）を含んだ料金です。

<別途かかる費用として>

※療養食加算（約24円/1日）

医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・膵臓病食・高脂血症食・痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合

2. 利用料金の全額をご契約者に負担いただくもの

平成27年4月1日～平成27年7月31日まで

| | | | |
|-----|----|--------|----------|
| 食費 | 1日 | 1,380円 | (おやつ代含む) |
| 居住費 | 1日 | 370円 | (多床室) |
| | 1日 | 1,150円 | (従来型個室) |

平成27年8月1日～

| | | | |
|-----|----|--------|----------|
| 食費 | 1日 | 1,380円 | (おやつ代含む) |
| 居住費 | 1日 | 840円 | (多床室) |
| | 1日 | 1,150円 | (従来型個室) |

3. 減額について

①「介護保険負担限度額認定」

食費と居住費には段階によって補足給付（特定入所者介護サービス費）の対象となり負担限度額が以下ようになります。

平成27年4月1日～平成27年7月31日まで

| 利用者負担段階 | 居住費（1日） | | 食費（1日） |
|---------|---------|-------|--------|
| | 多床室 | 従来型個室 | |
| 第1段階 | 0 | 320 | 300 |
| 第2段階 | 370 | 420 | 390 |
| 第3段階 | 370 | 820 | 650 |
| 第4段階 | 370 | 1,150 | 1,380 |

平成27年8月1日～

| 利用者負担段階 | 居住費（1日） | | 食費（1日） |
|---------|---------|-------|--------|
| | 多床室 | 従来型個室 | |
| 第1段階 | 0 | 320 | 300 |
| 第2段階 | 370 | 420 | 390 |
| 第3段階 | 370 | 820 | 650 |
| 第4段階 | 840 | 1,150 | 1,380 |

② 「社会福祉法人による利用者負担軽減制度」

老齢福祉年金受給者や市民税が世帯非課税である方などで生計の困難な方が対象です。申請代行も当施設でさせて頂くことができますのでご相談下さい。

③ 高額介護サービス費

同一世帯における利用料が、次の自己負担限度額（月額で食費・居住費などを除いたもの）を超えた場合は、超えた分が高額介護サービス費として払い戻されます。また、施設で代理請求する受領委任払いもご利用頂けます。

| 利用者負担限度額 | 自己負担限度額 (月額) |
|--|-----------------|
| 【第1段階】 市民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給されている方など | 15,000円 |
| 【第2段階】 市民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方など | 15,000円 |
| 【第3段階】 市民税世帯非課税で第2段階に該当されない方など | 24,600円 |
| 【第4段階】 世帯に市民税の課税者がおられる方 | 37,200円 |

(減額については、京都市各区役所福祉介護課への申請手続きが必要になります)

※認定証等の減額対象であることの確認できる書類は施設にご提示下さい。